

アートと花の魅力を活用した周遊促進プロモーション企画・準備業務 仕様書（案）

1 委託業務名

アートと花の魅力を活用した周遊促進プロモーション企画・準備業務

2 目的

本県では、令和6年4月13日から9月1日まで、青森県内5つの美術館・アートセンター（青森県立美術館・青森公立大学国際芸術センター青森・弘前れんが倉庫美術館・八戸市美術館・十和田市現代美術館、以下「5館」）が連携し「AOMORI GOKAN アートフェス 2024 ーつらなりのはらっぱー」（以下「アートフェス」）が開催される（主催：AOMORI GOKAN アートフェス 2024 実行委員会、<https://aomori-artsfest.com>）。

本アートフェスを機とした本県への誘客と周遊・滞在を促進するため、県内のアート及び、アートフェスと同時期に咲く花の魅力を活用した周遊促進プロモーションを令和6年4月から展開することとし、実施に向けた企画・準備業務を行うものである。

3 委託期間

委託契約の日から令和6年3月31日まで

4 委託業務

令和6年度の周遊促進プロモーションの実施に向けた企画・準備に係る下記（1）～（3）の業務を行う。業務の実施にあたっては、必ず発注者と協議の上で実施すること。

（1）デジタルスタンプラリーの実施準備業務

※デジタルスタンプラリーの実施については、以下のものを想定しているが、本業務の目的達成のために効果的な実施内容を発注者に提案すること。

【デジタルスタンプラリー実施内容（企画提案公募時点）】

- 実施期間：令和6年4月13日から9月1日まで
- スタンプラリースポット設置場所（スタンプ獲得場所）：100件以上を想定
（「参考資料 アートと花の魅力を活用した周遊促進スタンプラリースポット候補」参照）
 - ・アートフェス会場（5館等）
 - ・5館以外のアートスポット
 - ・花にまつわる観光スポット
 - ・5館へのアクセスにつながる駅
 - ・アートや花にまつわる関連商品が購入できる店舗
- 景品の提供
 - ・デジタルスタンプを集めた数によって何段階かの達成ランクを設定し、それぞれのランクに対応した景品を提供する。
 - ・提供の条件および提供する景品については、発注者と協議の上で決定する。

① スタンプラリーシステムの構築及び運営準備

- ア スマートフォンのGPS機能やQRコード読み取り機能等を使用し、デジタルスタンプを集めるシステムを構築すること（既存システムの利用又はカスタマイズを可とする）。
- イ 参加者がスタンプ獲得の際に、スタンプラリースポットにおける人員の配置を不要とする運営方法を提案すること。
- ウ 使用するシステムは、参加者の年代、性別、居住地などの属性データを取得できるものとするとともに、参加者のスタンプ獲得状況や参加者個別の回遊状況等のデータを取得することができる仕組みとすること。
- エ スタンプラリースポットは、発注者との協議の上、100カ所程度を設定し、デジタルマップ上に必要な情報（名称、位置座標、説明文など）を登録すること。設定場所との交渉は、受注者が行うこと。
- オ デジタルマップ上にスタンプラリースポットのほか、付近の主要な観光スポットについて、必要な情報を登録すること。登録する観光スポットの選定については、発注者と協議の上行うこと。
- カ デジタルスタンプは、「アート」「花」といったカテゴリーごとに別のデザインとするなど、参加者が分かりやすいよう工夫すること。
- キ 参加者がデジタルマップ上でスタンプラリースポットと付近の観光スポットの区別が容易に認識できるよう表示すること。
- ク デジタルマップは、参加者の回遊のために利便性が高く、かつ分かりやすいものを使用すること。なお、本業務で使用したマップや登録した情報については、業務終了後、長期的に本県の観光情報システムで使用することを視野にいれているため、汎用性の高いものを提案すること。
- ケ デジタルスタンプを集めた参加者が、一定の条件を達成した際に、景品の提供を受けられることができるシステムとすること。景品提供の条件、景品の内容等については、効果的と考えられるものを発注者に提案し、発注者との協議の上で決定する。
- コ スタンプ獲得にQRコードを使用する場合、システムの構築と合わせて、スタンプ獲得場所に設置する二次元バーコード等を作成すること。大きさや形状については、委託者と協議して決定すること。

② ランディングページの制作・公開

- ア デジタルスタンプラリーの詳細が分かるランディングページを制作すること。なお、公開は令和6年3月を予定している。
- イ ランディングページは、参加者の利便性の高いものとするほか、スタンプラリーシステムとのデザインの統一及びスムーズな連携を図ること。
- ウ ランディングページには、以下の情報を掲載すること。
- ・ スタンプラリーの概要
 - ・ 参加方法
 - ・ 景品の情報、景品獲得の方法
 - ・ 各スタンプラリースポットの情報
 - ・ アートフェスの概要及びアートフェスHPへのリンク
 - ・ よくある質問
 - ・ その他本業務の目的達成のために必要な事項
- エ ランディングページは青森県観光情報サイト「Amazing Aomori」(<https://aomori-tourism.com/>)の下部ドメインを利用することを想定している。ページの作成にあたっては、発注者及び「Amazing Aomori」の運営者と十分な打合せの上で行うこと。

③ 景品の企画・デザイン

ア 参加のモチベーションを高める魅力的な景品の企画・デザインを行うこと。なお、景品の一部はオリジナル商品とすることを想定しているが、全てオリジナルである必要はない。(景品の作成は令和6年度予定)

(2) 令和6年度の周遊促進プロモーション実施に係る提案

令和6年度において実施を予定している以下の業務について、効果的かつ効率的な実施内容・実施方法の提案を行う。

【令和6年度実施予定業務】

- ① デジタルスタンプラリーの実施業務
 - ・参加者アンケートの実施
 - ・参加者への問い合わせ対応
 - ・システムの運用保守、システムトラブル発生時の運用サポート
 - ・景品当選者の選定、景品の提供
 - ・景品の作成、手配
 - ・参加者情報の集計・分析
- ② ウェブサイト・SNS等を活用したプロモーション

5 成果品の提出

以下の成果物を発注者が指定する場所に納品すること。なお、内容等詳細については、発注者と協議した上で決定する。

- (1) 本業務のために制作した画像・イラスト、ウェブサイト等のデータ一式
- (2) 事業実績報告書、マニュアル一式
- (3) その他、業務に関係して発注者が指示する物

6 成果品の納入場所

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

青森県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ

TEL:017-734-9384 (直通)

7 著作権等

- (1) 受注者は、当該業務の成果品に対して、著作権法第21条(複製権)、第23条(公衆送信権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する著作権者の権利)に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は発注者に対し著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 業務実施にあたり第三者が権利を有する著作物の使用が含まれる場合には、必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受注者が行い、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理することとする。

8 その他

- (1) 本業務に係る必要な経費は当初の契約金額に全て含むものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては青森県観光国際戦略局誘客交流課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (3) 業務の実施にあたって、仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県観光国際戦略局誘客交流課との協議により決定するものとする。